

## 十和田湖 1000 年会議 設置要綱（案）

### （名称）

第 1 条 本会は、「十和田湖 1000 年会議」（以下、「会議」という。）と称する。

### （目的）

第 2 条 本会は、十和田八幡平国立公園十和田湖地域の自然と生活・文化を活かし、育み、引継ぎながら、持続的な地域社会と訪れる人々の高付加価値な滞在環境を実現することを目的とし、関係者相互で必要な取組について協議を行うとともに、連携を図るため設置するものである。

### （協議事項）

第 3 条 会議は、以下に掲げる事項を協議する。

- （1）十和田八幡平国立公園十和田湖地域の基本構想の策定に関する事項。
- （2）基本構想の実施に関する事項。
- （3）その他、第 2 条の目的を達成するために必要と認められる事項。

### （構成員）

第 4 条 会議は、別表 1 に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 会議には議長を置き、議長は東北地方環境事務所長とする。
- 3 会議には、必要に応じアドバイザーを招集することができる。
- 4 会議には、必要に応じオブザーバーを出席させることができる。

### （会議）

第 5 条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 議事は、議長が進行する。

### （幹事会）

第 6 条 協議事項に関して具体的な事項の検討及び連絡調整のため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる関係機関等をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて事務局が招集する。

### （ワーキンググループ）

第 7 条 個別の協議事項について、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて事務局が設置する。
- 3 ワーキンググループには、構成員以外の団体・個人を幹事会の承認を得て参加させることができる。

### （事務局）

第 8 条 本会の事務を処理するため、十和田八幡平国立公園管理事務所に事務局を置く。

### （その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。

別表1 第4条第1項 構成員

構成員
環境省東北地方環境事務所 所長
青森県観光国際戦略局 局長
青森県環境生活部自然保護課 課長
青森県県土整備部道路課 課長
青森県教育庁文化財保護課 課長
青森県上北地域県民局 局長
秋田県生活環境部 部長
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課 課長
秋田県鹿角地域振興局 局長
十和田市長
鹿角市長
小坂町長
一般社団法人自然公園財団十和田支部 所長
一般社団法人十和田湖国立公園協会 理事長
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構 理事長
一般社団法人秋田犬ツーリズム 会長
株式会社かつの観光物産公社 代表取締役
十和田商工会議所青年部 会長
十和田湖増殖漁業協同組合 組合長
十和田湖畔の未来協議会 会長
宇樽部町内会 会長
休屋町内会 会長
休平自治会 会長
大川岱自治会 会長
青森銀行ビジネスパートナー部 部長

別表2 第6条第2項 幹事会員

構成員
環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所 所長
青森県観光国際戦略局観光企画課 課長
青森県環境生活部自然保護課 課長
青森県県土整備部道路課 課長
青森県教育庁文化財保護課 課長
青森県上北地域県民局地域連携部 部長
秋田県生活環境部自然保護課 課長
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課 課長
秋田県鹿角地域振興局総務企画部 部長
十和田市農林商工部商工観光課 課長
十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課 課長
鹿角市長産業活力課 課長
小坂町観光産業課 課長
一般社団法人自然公園財団十和田支部 所長
一般社団法人十和田湖国立公園協会 事務局長
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構 事務局長
一般社団法人秋田犬ツーリズム 事務局長
株式会社かづの観光物産公社 DMO 推進室 室長
十和田商工会議所青年部 会長
十和田湖畔の未来協議会 会長
青森銀行ビジネスパートナー部事業コンサルティング課 課長